

多久小城医療企業団訪問看護ステーション佐賀中央運営規程

令和7年7月1日

(趣旨)

第1条 この訓令は、多久小城医療企業団病院事業の設置等に関する条例（令和5年多久小城医療組合条例第1号）第4条に規定する施設（訪問看護ステーション佐賀中央（以下「ステーション」という。））の運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が疾病又は負傷等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 看護師等は、対象者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復等を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者（保健師又は看護師） 1人

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

（2）訪問看護師（保健師、看護師、准看護師） 常勤換算で2.5人以上

訪問看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

（3）その他の職員 必要に応じて他の職種の職員を置くことができる。

(営業日、営業時間及び通常の事業の実施地域)

第5条 ステーションの営業日、営業時間及び通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除くものとする。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、時間外及び休日の対応については、管理者の判断による。

（3）通常の事業の実施地域 多久市及び小城市の区域とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護利用希望者が主治の医師に申し込み、主治の医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申込みがあった場合は、主治の医師に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治の医師がいない場合は、主治の医師を決めて申し込みよう指導する。

(訪問看護の内容)

第7条 看護師等の行う訪問看護は、次に掲げる方針に従い実施するものとする。

- (1) 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- (2) 懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は、わかりやすく指導する。
- (3) 常に医学の立場を堅持し、利用者の心身状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して適切な指導を行う。
- (4) 利用者の日常生活及び家庭環境を十分把握し、利用者又はその家族に対して適切な指導をする。

2 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防及び処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) その他必要な事項及び関係機関との連絡調整
- (12) 訪問看護記録と主治の医師への報告

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問看護実施中に利用者の病状が急変し、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行う。

- 2 主治の医師に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 利用者の病状に即応した救急時の対応について、事前に主治の医師と協議しておくものとする。

- 4 利用者の家族に対しても、救急についての知識の普及を図るものとする。
- 5 看護師等は、第2項の規定によりしかるべき処置を講じた場合は、速やかに主治の医師及び管理者に報告しなければならない。

(利用料)

第9条 訪問看護を提供した場合は、基本利用料金として、介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び医療保険各法に定める一部負担金を徴収するものとする。

2 営業時間内の訪問看護の実施時間は、おおむね30分から1時間30分程度を標準とするが、訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 利用者の申出により、次の各号に定める訪問看護（医療保険において診療報酬が加算される訪問看護除く。）を提供した場合は、当該各号に定める額を加算するものとする。

(1) 営業時間内で1時間30分を超えて訪問看護を提供した場合は、30分ごとに4,500円（税込）を徴収するものとする。ただし、長時間訪問看護加算を算定するものは、この限りではない。

(2) 営業時間外に訪問看護を提供した場合

ア 介護保険

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）は、1回あたりの単位数の25%増、深夜（22時～6時）は50%増の金額を2回目の緊急訪問より徴収する。

イ 医療保険

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）は2,100円（税込）、深夜（22時～6時）は4,200円（税込）徴収するものとする。

(3) 営業日以外に訪問看護を提供した場合は、1訪問ごとに1,000円（税込）徴収するものとする。

4 正当な理由がなくキャンセルした場合は、キャンセル料として前3項及び次条第2項に掲げる料金を請求するものとする。

(交通費等)

第10条 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う場合は、それに要する交通費を徴収する。

2 前項の交通費は、通常の実施地域の境界線から1kmごとに20円（税込）を加算する。ただし、1km未満の端数は切り捨てる。

3 死後の処置を行った場合は、11,000円（材料費込・税込）を徴収する。

4 おむつ代及び必要な医療消耗材料代等については、原則として実費相当額を徴収するものとする。

(相談・苦情対応)

第11条 管理者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 管理者は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第12条 管理者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、佐賀中部広域連合、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 管理者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 管理者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(ハラスメントの防止・対応)

第13条 ステーションは、適切なサービス提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができるものとする。

3 管理者は、ハラスメントに対する正しい知識を習得し、従業員に周知するとともに必要な研修を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 管理者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、又は早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修を定期的に実施するものとする。

3 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営についての留意事項)

第16条 管理者は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究及び研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。